

【自衛消防訓練とは？】

火災発生時には、防火対象物で勤務する従業員や居住者が消火通報及び避難誘導等の活動を行わなければなりません。

火災という緊迫した状況では、落ち着いて適切な行動をとることが重要で、万一火災が発生してもあわてずに行動が出来るように普段から、訓練を実施することが大切です。

消防法第8条及び第36条により、一定規模以上の事業所等は、防火管理者や防災管理者を選任し、消防計画に基づく訓練を行うことが義務付けられています。

【訓練の実施回数】

《防火管理者の責務において実施する訓練》

種別	内容	訓練の回数	
		特定防火対象物※1	非特定防火対象物※2
消火訓練	消火器や屋内消火栓等を使用した初期消火訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数 年1回以上
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練		
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数 事業所内で行う模擬の通報訓練可	年1回以上

※1 特定防火対象物とは、不特定多数の方が利用し、火災が発生したときに、人命に及ぼす危険性が高い防火対象物（劇場・カラオケボックス・飲食店・物品販売店舗・旅館 ホテル・福祉施設・保育園・病院等）です。

「通報訓練」については、「年1回以上」実施するように消防計画に定めて下さい。

※2 非特定防火対象物とは、特定多数の方が利用する防火対象物（共同住宅・学校・工場・神社・倉庫・事務所等）です。

「消火、通報及び避難訓練」の実施は、「年1回以上」実施するように、消防計画に定めて下さい。

《統括防火管理者の責務において実施する訓練》

種別	内容	訓練の回数
総合訓練	消火 避難 通報訓練	全体についての消防計画に定めた回数

※ 統括防火管理者とは、複数の管理権限者が存在する防火対象物において、建物全体の一体的な防火体制をつくり、防火管理の役割分担を明確にするため、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者を言います。

《防災管理者の責務において実施する訓練》

種別	内容	訓練の回数
避難訓練	避難 誘導 訓練	年 1 回以上

※ 防災管理者とは、大規模・高層の建築物において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するための防災管理上必要な業務を計画的に行う責任者をいいます。

【訓練を実施するときの消防機関への届出及び実施記録の保存】

特定防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前にその旨を消防機関に通報しなければなりません。

自衛消防訓練通知書」を最寄りの消防署・分署に提出して下さい。

特定防火対象物・非特定防火対象物問わず、自衛消防訓練を実施した場合、「消防訓練実施記録書」を作成し、3年間保存して下さい。